

吉見ゴルフ場食堂運営業務委託企画提案募集要項

1 業務名

吉見ゴルフ場食堂運営業務

2 業務の目的

株式会社さいたまりバーフロンティア(以下「当社」という。)は、吉見ゴルフ場食堂を運営する事業者を募集し、企画提案方式により運営候補者を選定する。

3 吉見ゴルフ場食堂の概要

- (1) 所在地 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方680
- (2) 設置場所 クラブハウス2F
- (3) 面積

客席	約220㎡	80席(最大)
コンペルームA	約52㎡	36席(最大)
コンペルームB	約52㎡	36席(最大)
コンペルームC	約23㎡	36席(最大)
厨房	約210㎡	

4 吉見ゴルフ場利用者数

76,179人(令和4年度)

5 委託条件

- (1) 食堂の経営主体は受託者とするが、メニュー・価格・営業日時等は協議の上、決定する。
(基本食事価格1,450円/食(通年)、通常メニュー)
- (2) 食堂関係事務所、更衣室、厨房、設備、食器等は無償貸与とする。
- (3) 営業許諾・施設使用料にかかる受託経費として、食堂売上の一定割合を毎月ゴルフ場に納入する。なお、提案下限割合は、食堂売上の20%とする。
- (4) 契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、期間満了の4か月前までに書面による契約終了、もしくは改定の申し出がないときは、同一条件でさらに1年間延長し、以後も同様とする。ただし、何らかの理由により当社が埼玉県企業局から吉見ゴルフ場の貸付を受けられなくなった場合、契約を解除する。この場合、受託者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (5) 特段の理由がある場合は、解約条項を設ける。
- (6) 受託者は、契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等の一切の行為をすることはできない。また、第三者への再委託による運営を禁止する。
- (7) 委託契約期間が終了したとき又は委託契約が取り消された場合には、受託者は直ちに自己負担により使用した財産を原状に回復して返還する。なお、この場合、受託者から当社に対して一切の補償を請求することはできない。ただし、当社において、原状回復の必要性がないと認められた部分については、この限りではない。

- (8) 受託者は、業務の遂行にあたって、第三者又は当社に損害を与えた場合、受託者の責任において賠償しなければならない。
- (9) 受託者は善良な管理者の注意をもって食堂を使用しなければならない。受託者は食堂内における衛生管理に十分留意することとし、食堂内を常に清潔に保つこととする。
- (10) 委託契約後、新型コロナウイルス等の感染症、天災その他やむを得ない原因により、業務の履行が困難又は制限を受ける際には、委託者と受託者が別途対応を協議する。
- (11) 運営候補者として内示を受けた者が、次に掲げる事項に該当した場合には、運営候補者の内示を取り消すことがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - イ 食中毒事故等を発生させるなど、著しく社会的信用を損なう行為などにより、運営候補者としてふさわしくないと当社が判断したとき。

5 経費負担区分等

- (1) ゴルフ場が負担する経費
 - ア 施設・設備・備品に係る経費、修繕費
 - イ 光熱水費
 - ウ 通常清掃費用(客席・コンペルーム内)
 - エ 損害保険料(施設賠償保険等)
 - オ 会計システム一式にかかる費用(代金精算に必要な会計システム)
- (2) 受託側が負担する経費
 - ア 日常清掃、ごみ処理費用
 - イ 原材料費
 - ウ 食堂運営人件費
 - エ 厨房・客席消耗品費
 - オ 細菌検査費用、健康診断費、害虫・ネズミ駆除費用等
 - カ 事務費
 - キ 官公庁届出費用 等
- (3) 営業日数・時間等 年間360日程度 平日7:30~ 休日7:00~ ※原則
- (4) 駐車場利用の有無 従業員駐車場 利用可

6 参加要件

- (1) 応募可能な事業者は、食堂を設置、運営できる法人とする。
- (2) 事業者は、契約期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。
 - ア 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
 - イ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
 - ウ 税金を滞納していない者であること。
 - エ 過去3年間において、営業停止及びその他の行政処分を受けていないこと。
 - オ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- (イ) 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。
- (ウ) 役員が、自社、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。
- (エ) 役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (オ) 役員が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) 役員が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (キ) 役員若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び役員等がその構成員でないこと。
- キ 公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体に属していないこと。
- ク 営業に関し、法律上必要とされる資格・免許を有する者を従事させることができること。
- ケ 吉見ゴルフ場食堂と同規模施設を3年以上継続して営業していること。
- コ 企画提案書に示す内容を履行できること。

7 スケジュール・参加手続きについて

(1) スケジュール

ア 参加申請書等の受付

令和5年9月27日（水）～ 令和5年10月31日（火）17時まで（必着）

イ 現地説明会

令和5年10月6日（金） 14時～ 吉見ゴルフ場 旧本社棟2階にて

参加申込期間 9月27日（水）～10月3日（火）17時までに電話連絡すること。

ウ 質疑書の受付及び回答

受付：令和5年9月27日（水）8時～令和5年10月5日（木）17時まで（必着）

回答：令和5年10月10日（火）

エ 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）

令和5年11月10日（金）（予定） 吉見ゴルフ場 旧本社棟2階にて

オ 選定結果の通知

令和5年11月下旬（予定）

(2) 各種手順

ア 案件公表

・公表方法

当社ホームページで公表する。参加に必要な資料は当社ホームページを参照すること。

イ 提出書類等の受付

【提出先】〒355-0104 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方680
株式会社さいたまリバーフロンティア

【提出方法】

持参又は郵送（簡易書留） ※郵送の場合は期日までに必着のこと。

【提出書類】

以下の書類を各1部提出すること。

(ア) 企画提案参加申請書（様式1）

(イ) 事業概要書（様式2）

(ウ) 類似事業実績書（様式3）

(エ) 「4 委託条件(3)」の営業許諾・施設使用料にかかる受託経費を明記しその理由を記載するほか、以下の項目を記載した企画提案書(書式A4、様式任意)

a 提供する飲食物等について（提供メニュー数、プラス料金なしメニュー数等）

b 業務運営体制について

c 安全管理・食品衛生について

d 食中毒等事故防止対策や発生時の対応及びその他危機管理体制について

e 年間収支見通し

f 現在の従業員の継続雇用の可否

g 利用しやすい食堂になるための取組等について

h アピールポイントについて

(オ) 商業・法人登記簿謄本

【その他】

提出期限後の提出書類の変更・差替え等は受け付けない。

必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがある。

ウ 審査会(プレゼンテーション等)

【日時】 令和5年11月10日(金) 予定

【場所】 吉見ゴルフ場 旧本社棟2階

【内容】 詳細は企画提案書提出者にお知らせする。

エ 結果通知

【通知日】 令和5年11月下旬

【通知方法】 企画提案書提出者に文書で郵送する。

8 選考方法

(1) 審査会による審査を行い、審査委員の合計得点の平均点が最も高い提案を選定する。

(2) 審査は企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

(3) プレゼンテーションの方法については定めないが、企画提案書に沿って説明し、その後、質疑応答を行う。

9 留意事項

結果通知により決定の内示を受けた事業者は運営候補者となり、当社と施設運営及び施設設置に伴う協議を行う。協議が整わない場合や、次の場合は、運営候補者としての決定を取り消し、次点者を運営候補者として運営協議を行う場合がある。

- (1) 審査委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (2) 運営候補者の決定から食堂運営業務契約の締結までの間に、運営候補者の諸般の事情・変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
- (3) 運営候補者が、「6 参加要件」に示す事業者の資格要件に適合しなくなったとき。

10 契約の締結

運営候補者として内示を受けた者は、当社と食堂運営業務契約を締結するための協議を行うことができる。契約の締結時期は、令和6年2月中旬を予定する。

11 その他

- (1) 企画提案の応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 一定の適格性を充たす事業者がいけないときには、運営候補者を選定しない場合がある。

12 問合せ先

【担当】 株式会社さいたまリバーフロンティア 取締役 伊藤、総務部長 大竹

【所在地】 〒355-0104 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方680

【電話】 0493(54)9091 【FAX】 0493(54)9092

【HP】 <http://www.river-golf.com>